

議第 2 2 号

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年呉市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 給与条例第 1 4 条の 5 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員を除く。</u>）のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 3 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 給与条例第 1 4 条の 5 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 3 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）をすることができない職員（同項の条例で定める職員をいう。）は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める特定短時間勤務職員以外の特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p>

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。